

館林市住宅リフォーム助成制度

館林市住宅リフォーム資金助成金

工事費の1/10を館林市金券で補助

(補助上限額 3万円)

館林市住宅リフォーム資金助成金

-移住定住支援制度-

工事費の1/3を館林市金券で補助

(補助上限額 30万円)

館林市住宅リフォーム資金助成金

-多世代同居支援制度-

一律 15万円を館林市金券で補助

館林市では様々な住宅リフォーム助成金があります。
ご自宅のリフォームを予定されている方は、ぜひご利用ください。

※助成金の詳細については裏面をご覧ください。

お問合せ先

館林市役所 商工課 工業振興係

TEL:0276-47-5148

FAX:0276-72-3297

E-mail: shoko@city.tatebayashi.gunma.jp

○館林市住宅リフォーム資金助成金

【補助条件】

- ① 館林市内の住宅を所有し、かつ、居住し、館林市内に住民登録がある方
※ 申請できるかたは、①の条件を満たす予定の方も含まれます
- ② 市税を滞納していない方
- ③ 過去に本助成金の交付を受けていない方

【対象となる建物】

- ① 館林市内にある個人住宅(マンション等は専用部分)
- ② 併用住宅は個人住宅部分と面積を案分して算出した部分
- ③ 建築後5年以上経過している住宅

【対象工事】

- ① 館林市内に本店を置く施工業者による工事であること
- ② 助成金の申請前に着工していない工事
- ③ 当該リフォーム費が20万円以上(消費税込)の工事
- ④ 建物の内外装改修、増改築などの工事
※ 対象とならない工事もあります
- ⑤ 令和5年3月末日までに完了・報告できる工事
※ 追加工事は助成の対象になりません。「交付決定の金額」または「完了報告」のいずれか低い金額が助成金の交付額になります

○移住定住支援制度

【補助条件】

- ① 市外の方が、令和5年3月末日までに館林市内の住宅を取得し、かつ市内に転入し住民登録をした方
※ 他 補助条件・対象建物・対象工事は上記、「館林市住宅リフォーム資金助成金」と同様です

○多世代同居支援助成金

《多世代同居とは？》

世帯主(又は世帯主の妻)に対し、親、又は婚姻関係にある子もしくは婚姻関係にある孫が同居すること

【補助条件】

- ① リフォーム資金交付決定後、令和5年3月末日までに、多世代同居すること
- ② 多世代同居する全員が対象となる住宅について、過去にリフォーム資金及び本助成金の交付を受けていないこと
- ③ 多世代同居する全員が市税を滞納していないこと

※ 該当事例(詳しくはお問い合わせください)

